

回復期リハビリテーション病棟入院料におけるリハビリテーション実績指数
等に係る報告書

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の
所在地及び名称

開設者名

印

保険医療機関名	
郵便番号	
住所	
報告年月日	
直近の報告年月日	

1. 退棟患者数

		()月	()月	()月	()月
	前月までの6か月間に回復期リハビリテーション病棟から退棟した患者数	名	名	名	名

2. 1日当たりのリハビリテーション提供単位数

		()月	()月	()月	()月
	前月までの6か月間に回復期リハビリテーション病棟に入院していた回復期リハビリテーションを要する状態の患者の延べ入院日数	日	日	日	日
	前月までの6か月間に の患者に対して提供された疾患別リハビリテーションの総単位数(+ + + +)	単位	単位	単位	単位
再掲	前月までの6か月間に の患者に対して提供された心大血管疾患リハビリテーションの総単位数	単位	単位	単位	単位

	前月までの6か月間に の患者 に対して提供された脳血管疾患 等リハビリテーションの総単位数	単位	単位	単位	単位
	前月までの6か月間に の患者 に対して提供された廃用症候群 リハビリテーションの総単位数	単位	単位	単位	単位
	前月までの6か月間に の患者 に対して提供された運動器リハ ビリテーションの総単位数	単位	単位	単位	単位
	前月までの6か月間に の患者 に対して提供された呼吸器リハ ビリテーションの総単位数	単位	単位	単位	単位
	1日当たりのリハビリテーション提 供単位数 (/)	単位	単位	単位	単位

3. リハビリテーション実績指数

	()月	()月	()月	()月
前月までの6か月間に回復期リハビリ テーション病棟を退棟した回復期リハ ビリテーションを要する状態の患者数	名	名	名	名
のうち、リハビリテーション実績指 数の計算対象とした患者数	名	名	名	名
の患者の退棟時のFIM得点(運動 項目)から入棟時のFIM得点(運動 項目)を控除したものの総和	名	点	点	点
の各患者の入棟から退棟までの日数 を、当該患者の入棟時の状態に応じた 回復期リハビリテーション病棟入院料 の算定日数上限で除したものの総和	名	点	点	点
リハビリテーション実績指数 (/)				

4 . 除外患者について（届出の前月までの6か月について以下を記入する。）

届出の前月までの6ヶ月	()月	()月	()月	()月	()月	()月
入棟患者数	名	名	名	名	名	名
高次脳機能障害患者が退棟患者数の40%以上であることによる除外の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
による除外がある場合は除外後の入棟患者数（が有の場合のみ）	名	名	名	名	名	名
リハビリテーション実績指数の計算対象から除外した患者数	名	名	名	名	名	名
除外割合 (÷ (又は))	%	%	%	%	%	%

5 .高次脳機能障害患者が40%以上であることによる除外について（が有の場合には、それぞれ の7か月前から前月までの6か月間の状況について記入。）

()にはそれぞれ の前月を記載	()月までの6か月	()月までの6か月	()月までの6か月	()月までの6か月	()月までの6か月	()月までの6か月
6か月間の退棟患者数	名	名	名	名	名	名
のうち、高次脳機能障害の患者数	名	名	名	名	名	名
高次脳機能障害患者の割合 (÷)	%	%	%	%	%	%

6 . 前月の外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導の実施
(あり ・ なし)

[記載上の注意]

1. については、毎年7月に報告する際には、前年10月、当該年1月、4月及び7月について記入する。別の月に報告する際には、報告を行う月及び報告を行う月以前で1月、4月、7月及び10月のうち直近の月について記入する。ただし、新規に当該入院料の届出を行うなど、当該月について算出を行っていない項目については、記入は不要である。
2. はリハビリテーション実績指数の計算対象となったものに限る。
3. は選定療養として行われたもの及びその費用が回復期リハビリテーション病棟入院料に包括されたものを除く。
4. は入棟時に回復期リハビリテーションを要する状態であったものに限る。
5. の除外患者数は、入棟日においてFIM運動項目の得点が20点以下若しくは76点以上、FIM認知項目の得点が24点以下、又は年齢が80歳以上であったことによりリハビリテーション実績指数の計算対象から除外したのものに限る。
6. の除外割合は、が「有」の場合は \div 、「無」の場合は \div とする。
7. は在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者に限る。
8. 、 、 の高次脳機能障害とは、「基本診療料の施設基準等」別表第九に掲げる「高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合」に該当する、回復期リハビリテーション入院料が算定開始日から起算して180日以内まで算定できるものに限る。
9. 「前月の外来患者に対するリハビリテーション又は訪問リハビリテーション指導の実施」については「あり」又は「なし」の該当するものを で囲むこと。